┃ 特定事業場からの下水の排除基準 ┃ おおおおおおおお ┃ 特定事業場からの下水の排除基準 ┃ おおおおおおおおおおおおお	十石甲公共下小坦へ	07   7](	使用開始等の届出を						非特定事	令和6年4月 『業場からの下水の排除其準
からから	内容			特定事業場からの下水の排除基準				非特定事業場からの下水の排除基準 (除害施設の設置等に関する基準)		
19	排水量	(㎡/日)	-	30㎡未満		50㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上	50㎡未満	50㎡以上
P/P/CHE	カドミウム及びその化合物	(mg/I)	0.03を超えるもの			0.03以下				0.03以下
有機能合物	シアン化合物	(mg/I)	0.5を超えるもの		0.512 5		0.5以下			
おおびその化合物 (RE_71)	有機燐化合物	(mg/I)	0.5を超えるもの	1以下 0.8以下 0.5以下		0.5以下				
配素及びその化合物 (mg/l)	鉛及びその化合物	(mg/I)	0.1を超えるもの					0.1以下		
大型及Uアルキル水銀化合物 (mg / mg	六価クロム化合物 (mg/l)		0.2を超えるもの	0.2以下				0.2以下		
アルキル水銀化合物 (mg_/1)	砒素及びその化合物 (mg/l)		0.1を超えるもの	0.1以下				0.1以下		
ボリ塩化ピフェニル (吸ど)	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/l)		0.005を超えるもの	0.005以下				0.005以下		
トリクロロエチレン (mg / mg			検出されるもの	検出されないこと						
テーテクロエチレン (mg/l)			0.003を超えるもの	0.003以下						
1	トリクロロエチレン	(mg/I)	0.1を超えるもの	0.1以下					l ————————————————————————————————————	
おけっしい   102 世紀えるもの   102 世紀えるもの   102 世紀えるもの   102 世紀 大き   103	(6)		0.1を超えるもの							
四塩化炭素			1							
苦 1・2 — ジクロロエタン ( 0 2 / 1 ) 0.04を超えるもの 1 以下 1 以	a									
物 (**1-ジクロコエチレン (mg/!) 1を超えるもの (mg/!) 1・2・ガスー・2・ジクロコエタン (mg/!) 1・1・1・上・リクロコエタン (mg/!) 3を超えるもの 1・3・ジクロコプロペン (mg/!) 0.0を超えるもの 1・3・ジクロコプロペン (mg/!) 0.0を超えるもの 1・3・ジクロコプロペン (mg/!) 0.0を超えるもの 5・ブグリル (mg/!) 0.0を超えるもの 1・3・ジクロプロペン (mg/!) 0.0を超えるもの 1・3・ジクログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ			l							
(mg / 1)										
1-1-1- -リクロロエタン (mg/l)   3を超えるもの   0.06以下   0.00以下   0.00以下   0.0以下   0.1以下   0.0以下   0.0以	 ミ.フ 1.9 ジカロロエギLン。									
1·1·2—トリクロロエタン (mg/l)	具									
1・3 - ジクロロプロペン (mg/l)			( <del>-                                   </del>				· · ·			
デサラム (mg/l)     0.0を超えるもの (mg/l)     0.0を超えるもの (mg/l)     0.0を超えるもの (mg/l)     0.03以下 (mg/l)     0.1以下 (mg/l)     0.0以下 (mg/l)     0.0以末満 (mg/l) <td></td> <td></td> <th>1</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td>			1							
シマジシ (mg/1)     0.03を超えるもの (mg/1)     0.03と超えるもの (0.2以下     0.03以下     0.00以下     0.00未満     0.			l							
チオペンカルブ (mg/l) ペンゼン (mg/l) セレン及びその化合物 (mg/l) ほう素及びその化合物 (mg/l) ほう素及びその化合物 (mg/l) 10を超えるもの 10以下 0.1以下			0.06を超えるもの							
ペンゼン (mg/l)	シマジン	(mg∕I)	0.03を超えるもの							0.03以下
セレン及びその化合物 (mg/l)   10を超えるもの   10以下   10以下 (水質汚濁防止法特定施設設置者)   10以下   10以下 (水質汚濁防止法特定施設設置者)   10以下   10以下 (水質汚濁防止法特定施設設置者)   10以下   1以下	チオベンカルブ	(mg∕I)	0.2を超えるもの				0.2以下			
ほう素及びその化合物 (mg / l)   10を超えるもの   10以下   1以下	ベンゼン	(mg∕I)	0.1を超えるもの					0.1以下		
ふつ素及びその化合物     (mg/l)     8を超えるもの 0.5を超えるもの 10を超えるもの 10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者) 10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者) 10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者) 10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者) 10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者) 10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者) 10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者) 10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者) 10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者) 10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者) 5を超え9未満 5を超え9未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000未満 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3000を表 3	セレン及びその化合物	$(mg \diagup I)$	0.1を超えるもの		0.1以下			0.1以下		
1・4 — ジオキサン (mg / l)	ほう素及びその化合物	まう素及びその化合物 (mg/l)		10以下				10以下		
ダイオキシン類     (pg-TEQ/I)     10を超えるもの     10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者)     10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者)     10以下(メ質汚濁防止法特定施設設置者)     10以下       グイオキシン類     (pg-TEQ/I)     125以上     380未満     380未満     380未満     5を超え9未満     5を超え9未満     5を超え9未満     3000未満     600未満     30以下     5以下	ふつ素及びその化合物 (mg/I)		8を超えるもの	8以下			8以下			
Pactive	1・4―ジオキサン	$(mg \diagup I)$	0.5を超えるもの					0.5以下		
10以下(水質汚濁防止法特定施設設置者)   125以上   380未満   380未満   380未満   380未満   5を超え9未満   5を超え9未満   5を超え9未満   5を超え9未満   3000未満   600未満   3000未満   5以下   5以下   5以下   5以下   5以下   5以下   5以下   5以下   30以下   30以	ダイオキシン類 (ng-TFO/I)		10太叔ラスキの	10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者)						
水素イオン濃度 (pH)   5.7以下又は8.7以上   5を超え9未満   5を超え9未満   3000未満   300	アコイインン規 (pg-TEQ/I)		10と超える 007	10以下(水質汚濁防止法特定施設設置者)						
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性	生窒素(mg/l)	125以上			380未満				380未満
子遊物質量(SS)	水素イオン濃度(pH)		5.7以下又は8.7以上	5を超え	29未満	ţ	を超え9未満	茜		5を超え9未満
プルマルへ キサン抽出 物質含有量 (鉱物油類) (mg/l) 5を超えるもの 20を超えるもの 5以下 5以下   窒素含有量 (mg/l) 150以上 240未満 240未満   境 焼含有量 (mg/l) 20以上 32未満 32未満   項 温度 (mg/l) 220以上 45未満 45未満   デ素消費量 (mg/l) 1を超えるもの 1以下 1以下   毎 1以下 3以下 3以下	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/l)	300以上	3000	未満		600未満		3000未満	600未満
キサン抽出 物質含有量 (mg/l) 20を超えるもの 30以下 30以下   窒素含有量 (mg/l) 150以上 240未満 240未満   項温度 (°C) 40以上 45未満 45未満   所養/l (mg/l) 220以上 220以上 220未満   第及びその化合物 (mg/l) 3を超えるもの 3以下 3以下   30以下 30以下 30以下   240未満 240未満 240未満   45未満 45未満   220よ満 1以下 1以下   1以下 1以下   3以下 3以下	浮遊物質量(SS)	(mg∕I)	300以上	3000	未満		600未満		3000未満	600未満
物質含有量 (動植物油脂類)(mg/l) 20を超えるもの 30以下 30以下 30以下 30以下 30以下 30以下 30以下 30以下		(mg/l)	5を超えるもの	5以	下		5以下			5以下
窒素含有量 (mg/l) 150以上 240未満 240未満   境合有量 (mg/l) 20以上 32未満 32未満   項温度 (°C) 40以上 45未満 45未満   天素消費量 (mg/l) 220以上 220未満 220未満   フェノール類 (mg/l) 1を超えるもの 1以下 1以下   銅及びその化合物 (mg/l) 3を超えるもの 3以下 3以下	物質含有量 (動植物油脂類)(mg	g/l)	20を超えるもの	301	以下		30以下			30以下
項 温度 (°C) 40以上 45未満 45未満   日 沃素消費量 (mg/l) 220以上 220未満 220未満   フェノール類 (mg/l) 1を超えるもの 1以下 1以下 1以下   銅及びその化合物 (mg/l) 3を超えるもの 3以下 3以下	窒素含有量	(mg/I)	150以上	240	未満		240未満			240未満
日日 沃素消費量 (mg/l) 220以上 220以上 220未満   フェノール類 (mg/l) 1を超えるもの 3以下 1以下 3以下	<sup>境</sup>	(mg/I)	20以上	32 <i>5</i>	未満		32未満			32未満
サーフェノール類 (mg/l) 1を超えるもの 1以下 1以下 1以下   銅及びその化合物 (mg/l) 3を超えるもの 3以下 3以下	項 温度	(°C)	40以上		45未満			45未満		
等 銅及びその化合物 (mg/l) 3を超えるもの 3以下 3以下 3以下	<sub>目</sub> 沃素消費量	(mg/I)	220以上	220未満		220未満				
- 銅及びその化合物 (mg / l) 3を超えるもの 3以下 3以下 3以下	フェノール類	(mg/I)	1を超えるもの	1以下	1以下		1以下			
亜鉛及びその化合物 (mg/l) 2を超えるもの 2以下 2以下	"	(mg/I)	3を超えるもの	يا3	3以下 3以T		3以下		3以下	
Ⅰ ├────────────────────────────────────	亜鉛及びその化合物 (mg/I)		2を超えるもの	2以下		2以下			2以下	
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/l) 10を超えるもの 10以下 10以下 10以下 10以下	鉄及びその化合物(溶解性)	(mg/I)	l <del>-                                   </del>	101	以下		10以下			10以下
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/l) 10を超えるもの 10以下 10以下 10以下			1	-						
クロム及びその化合物 (mg/l) 2を超えるもの 2以下 2以下										
- コ				<u> </u>	•	2未満				

- 1 下水道法,水質汚濁防止法,同法に基づく排水基準に関する条例(昭和50年京都府条例第33号),排水基準を定める総理府令及び京都府環境 を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)による。
- 2 内は、直罰対象の基準を表す。 また、( )内は、除害施設の設置等に関する基準である。
- 3 昭和50年11月1日以降に新設された特定事業場に係る「シアン化合物」、及び「有機燐化合物」の水質基準は、それぞれ排水量2,000㎡以上の数値が 排除制限基準として適用されます。
- 4 ダイオキシン類の 内の基準は、下水終末処理場からの放流水がダイオキシン類の規制を受けている場合に限り適用される。 5 六価クロム化合物について電気めっき業に属する特定事業場からの排出水の排除基準は令和6年4月1日から3年間は従前どおり、また同日現在で既設特定 事業場の排出水の排除基準は同日から6月間は従前どおりとする。